

事 務 ・ 連 絡

平成23年4月7日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

東日本大震災により被災された労働者の遺族に対する周知について

標記については、既に平成23年3月24日付け基労管発第0324第1号及び基労補発第0324第2号等により指示したところであるが、東日本大震災により被災した労働者の遺族である子のうち、親権者が死亡した者（以下「震災孤児」という。）については、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の対象となるにもかかわらず、適切に周知がなされない結果、保険給付の請求が困難となるおそれがあります。

つきましては、「東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援について」（平成23年4月1日付け雇児総発0401第4号）により、被災地の児童相談所において実施する取組の中で、震災孤児等に対する労災保険給付の周知等を適切に実施するよう、都道府県児童福祉主管課等に対して、別紙により依頼を行ってください。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課と協議済みであることを申し添えます。

(別紙)

都道府県

指定都市 児童福祉主管課長 殿

児童相談所設置市

〇〇労働局労働基準部

労災補償課長

東日本大震災による被災労働者の孤児に対する
労災保険の請求の支援等について（ご依頼）

東日本大震災による被災労働者の子の中には、親権者を失ったことにより、労災保険法に基づく保険給付の請求等が困難な者が相当数存在すると考えられ、その支援が重要な課題となっております。

貴職におかれては、東日本大震災による孤児の把握・保護を所管されているところ、貴職所管の児童相談所の職員の皆様に労災保険制度を周知していただくとともに、上記の者の労災保険の請求の支援について、ご配慮いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、職員の皆様に対する周知に当たっては、別添のリーフレットをご活用下さるよう、お願いします。

「被災された労働者」と「そのご遺族」の皆様へ

労 災 保 険 制 度 の ご 案 内

労働者の方が **“工作中”** や **“通勤中”** に

地震や津波により建物が崩壊したこと等が原因となって**被災された場合**には

ご本人やご遺族の方は **『労災保険』** による**給付** (※) を受けられます

(※) 治療や投薬、遺族年金/一時金などです。

労災保険の“請求”について

- ◎ 「被災された労働者の方」や「ご遺族の方」が請求を行っていただき、“労災保険の対象”となるか否かの調査を行います。
- ◎ 今回の地震によるケガや死亡等に関する労災請求は、“全国のすべての労働基準監督署”で受け付けます。
- ◎ 労働局が実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けます。
- ◎ 医師や事業主の証明を受けられない場合でも請求書を受け付けるとともに、ケガの治療や投薬については、所定の請求書が入手できない場合であっても、「任意の様式」により医療機関で手続きができます。

労災保険の“認定”について

- ◎ 労災請求に当たっては、どの会社で働いていたか、また、賃金の額がわかる資料（社員証、賃金明細書など）を提出していただくことがございます。
- ◎ 上記の資料がない場合でも、労働基準監督署において、関係者からの聴取などの調査を行います。その際、以下のA～Eの事項について、可能な範囲で関係者に事情をお尋ねすることがございますので、ご協力よろしくお願いします。

A 労災保険の対象となる会社か否か、 B 被災された方は労働者であるか否か、
C 仕事や通勤が原因で被災されたか否か、 D 毎月の給与や賞与の額、
E 家族の状況や生計の維持など

【労災保険Q & A】

Q 仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガ（死亡）をしたのですが、労災保険の給付を受けられますか。

A 仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

Q 具体的にどのような保険給付を受けることができるのですか。

A 治療や投薬に係る給付をはじめ、お亡くなりになった場合には遺族年金又は一時金、療養のために仕事に行けない日は賃金の約8割に相当する給付、障害が残った場合には障害年金又は一時金などがございます。

なお、「どのような給付があるのか」「いくらくらいなのか」を記載したパンフレットをご用意しておりますので、労働局又は監督署の職員にお尋ねください。

Q 夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が転覆し亡くなりました。労災保険の給付を受けられますか。

A 船員が船舶で仕事に津波に巻き込まれ被災された場合には、業務災害として労災保険給付が受けられます。

Q 仕事中に地震にあつて、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険の給付を受けられますか。

A 仕事に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。

したがって、津波に限らず、避難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

Q 仕事に津波にあつて未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

A 震災により行方不明となった方については、警察の調査により死亡が判明した場合、あるいは、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡とみなされた場合、労災保険の遺族年金又は一時金の請求ができます。

なお、今回の震災により行方がわからない方については、特例的に民法に規定する一年よりも短い期間で労災認定ができるようにすることを検討中です。



詳しいことは、

【〇〇労働局労災補償課】又は【最寄りの労働基準監督署】までお尋ね下さい。

電話 〇〇労働局労災補償課 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇